

[事案 2024-42] 既払込保険料返還等請求

・令和7年12月4日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-43] の申立人の親である。

<事案の概要>

無面接募集を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年3月から平成28年4月の間に契約した生存給付保険等(契約①②③④⑤)について、以下の理由により、各契約の既払込保険料を返金して(請求①)、募集人から受けた精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい(請求②)。

- (1) (請求①について) 募集人は自分に会わず、保険の内容の説明もせず、申込書に記載する箇所に丸をつけた書類を自分に渡したり、自分の配偶者が代筆したりした。
- (2) (請求②について) 募集人は不適切な募集行為が発覚し退社したが、自分の配偶者のせいで会社を辞めることになるなどと、巧妙な手口で言いふらし根回しをし、自分を正当化するように振る舞った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) (請求①について) 契約①②について、申立人は申込書が自分の筆跡によること等を認めており、申込みの認識はあったと考える。また、契約①②③について、給与明細等によって保険料の引去りを把握し、契約④⑤について、クレジットカード会社からの請求を通じて、保険料の請求を把握していたと考える。
- (2) (請求①について) 契約③④⑤につき、代筆による申込書を受理していたことは事実であるが、代筆であると気が付かなかったことに落ち度があったという判断は現状していない。また、無面接募集をもって、契約を取り消すまでの事情には当たらない。
- (3) (請求①について) 全契約につき、当社による事実確認の際、申立人は、保険に関しては配偶者に任せていた等と述べており、当社は、毎年契約内容通知文書等を郵送している。
- (4) (請求②について) 申立人が主張するような事実は確認できていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約締結時の説明や署名の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、契約③④⑤について配偶者に署名・押印を代行する権限を与えていたため、申立人本人が申込手続書類に署名したものでなくても、契約の有効性自体には問題は生じない。しかし、本件では意向確認書についても代筆により処理されており、そもそも意向確認書を作成する趣旨が、申込書とは別個の書面を用いて、契約者本人の意向に合致している契約内容であるかについて改めて確認を行うものである以上、意向確認書の署名を代筆

で処理することは、望ましいものではない。

- (2) 申込時に募集人が作成した取扱者報告書には、募集人が申立人と面談を実施したことを前提として、具体的な面談日時が記載されているが、募集人自身も、契約④⑤に関しては、申立人本人とは無面接で、申立人の配偶者と面談した日時を記載したことを認めており、不適切な事務手続である。